

平成26年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成26年3月5日(水曜日)

議事日程 第2号

平成26年3月5日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 発議第1号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 発議第2号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 発議第3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 一般質問
- ◇ 小林 洋 君 . . . 1. 谷川岳及び今後のエコツーリズムへの展開
 - ◇ 原澤良輝 君 . . . 1. 矢瀬公園の積極的活用について
2. 小型家電リサイクルについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	小林洋君	2番	内海敏久君
3番	林誠行君	4番	中島信義君
5番	阿部賢一君	6番	林一彦君
7番	山田庄一君	8番	河合生博君
9番	林喜美雄君	10番	原澤良輝君
11番	島崎栄一君	12番	高橋市郎君
13番	久保秀雄君	14番	小野章一君
15番	中村正君	16番	河合幸雄君
17番	鈴木勲君	18番	森下直君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 高橋正次 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	増田伸之君	税務課長	中島直之君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	青柳健市君
子育て健康課長	上田宜実君	環境課長代理	高橋英俊君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	原澤志利君
観光課長	真庭敏君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	石田洋一君	教育課長	岡田宏一君
水上支所長	内田保君	新治支所長	中村文男君

開 会

議 長（森下 直君） おはようございます。本日は雪と雨と混じった非常に天候の悪い中を皆さんご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 発議第1号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例について

議 長（森下 直君） 日程第1、発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

2月25日、地方自治法第112条及び議会規則第14条の規定により、原澤良輝君外2名の賛同者より条例改正の発議がありました。

この発議は、議員定数の12分の1以上の賛成者がおりますので、成立しております。提出者、原澤良輝君に提案理由の説明を求めます。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、発議第1号について提案理由を説明いたしたいと思っております。

発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、この条例の議員報酬の特例ということで、附則の第2項、議員報酬の額は、公布の日以後初めて行われる一般選挙により選出された議員の任期の初日から平成27年3月31日までにおいて、第2条の規定にかかわらず、議長にあっては32万1,000円、副議長にあっては25万6,000円、常任委員長にあっては24万2,000円、議員にあっては23万円とする。ただし、第5条の第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額についてはこの限りではない。附則、この条例は、公布の日以後初めて行われる一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行する。

提案理由として、お手元に資料として配付されています。それを説明させていただきますので、お手元の資料を見ながらお聞きいただければありがたいと思います。

提案理由。

なぜ報酬審議会の答申より4万円も高い27万円になったのか。平成25年10月30日で、町長の給料は47万6,000から30%高い68万円にアップをしております。報酬審議会は、答申の23万円は19万円から21%のアップになります。議員報酬を42%上げれば、町長給料は30%アップへの批判が議員に向かう。そういうことだろう。こんな考えで町長の給料アップ、議員報酬アップが行われたのでは、税金を納める町民はたまりません。職員の定年前退職給与削減、各種団体への助成金減額が財政再建の名で行われております。町民、職員も泣く泣く協力をしてきました。

経済が右肩上がり成長を続けた時期、労働者の賃金は毎年2桁のベースアップをしました。同じ労働者だから、同率のベースアップを要求する公務員労働組合もありました。しかし、税金から給料が支払われる公務員は、労働者といえども、賃金は高ければ高いほどよいものではない。納税者である国民、町民の納得ができる賃金でなければならないと主張する労働者、公務員もありました。

議員報酬もさまざまな意見が議員、町民にあります。高ければよいというわけにはいきません。町民の納得する限度があります。アンケートによれば、「引き下げ」「現状維持」の意見も多くあります。町民の納得できる額、それが報酬審議会の答申ではないかというふうに考えます。

もう一つ、今回の改正条例は1年間の時限条例です。これは、新たに選出された議員も含め、1年間の経験を深め、その後、さらに改正を議論することも適当であると考えからです。みずからの報酬を審議することが自身の活動への評価にもなるというふうに考えます。

その下に沼田市の削減の条例の例を挙げておきました。見てもらえればと思います。

沼田市の場合は、平成20年から毎年3月に改正をしておりますし、それから、今年の3月31日まで改正の効力を発しております。アンケートの中に、国保税を下げずに議員報酬を上げる。これは逆だろうと、こういうふうな町民の声があったこともつけ加えさせていただきたいと思います。

以上が提案理由の説明です。議員の皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

議長（森下 直君） 提出者、原澤良輝君の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はありませんか。

15番中村正君。

15番（中村 正君） ただいま、提案理由の説明を原澤議員からお聞きしました。

まず、冒頭、町長の報酬がアップしたという言い回しがあったわけですがけれども、それはアップしたんじゃなくて、やっともとに戻ったという、そういう感覚であろうかと思えます。当然、町長の活躍ぶりを見れば、当然な報酬かなと私は思います。

それで、先日の全員協議会の中の前澤議員の説明によりますと、共産党議員の活動費、

足りない場合は党のほうから補助されると、そういう発言の内容でありました。実際、高額の共産党議員は補填をされていないということでもありますけれども、他の町村の議員においては、フタバ会の活動費を補填されているという説明がありました。ということからすると、共産党議員は報酬は幾らでもいいんじゃないかな、そういう感覚があるんですけども、それはいかがでしょうか。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 実質、町長の給料というのは30%削減するというので、第1期のときは約束をされて、条例の中には、任期が満了する前日にその効力を失うというふうな形になっています。現実には47万6,000円が68万8,000に、現実にはアップしたというふうに思っています。法律上の、そういう中村議員の言い方もあるとは思いますが、現実はそのようなことでもあります。

共産党の議員の給料について、足りない部分を補填するというふうな説明をしたと言われました。実際、利根沼田地域で補填をされているというのは昭和村の村議だけです。それについては、補填をされるといいながら、全国の人たちが100円ずつカンパをして、それを充当するというふうな形になっております。そういう形で、不足する部分が全部補填されるというわけではありませんし、私たち自身が活動していく場合に、例えば、新聞に折り込む場合はB4で1枚4円ですけれども、それも一応議員同士の費用から出し合っ

て負担をしていると、そういう状況です。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

7番山田庄一君。

7番（山田庄一君） 中村議員と同じ箇所なんですけれども、議員報酬を42%上げれば、町長給料30%アップの批判が議員に向かうだろう。こんな考えで町長給料アップ、議員報酬アップが行われたのでは、税金を納める町民はたまりませんとあります。

これは非常に町長に対して失礼な言い方だと思います。これを撤回する気はありますか。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 議員の発言もいろいろ感じ方があるかと思いますが、そういうふうに判断される方もおるんじゃないかなというふうに考えています。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 今、原澤議員からの議員報酬についての提案理由を説明してもらいました。

我々もこの議会、議員になってから4年間、議員報酬を上げよう、こういう提起をさせていただきながら、いろいろな議論をしてきました。現状維持でいいんだとか、反対の人もいたし、その中で、昨年12月議会の中で町長提案という形の中で出てきました。そのときの議論で、議員報酬そのものを上げなくてもいいんですよと、こういう主張があ

ったように記憶しております。きょうのこの提案理由を聞かせていただきますと、議員報酬、町長報酬もここに書かれていますけれども、高ければ高いほどいいんだと、我々は決してそんなふうには思っておりません。ここにありますように、町民が納得できる額、それが議員報酬審議会の答申です。こういう主張になってくると、前回の12月の報酬を上げなくてもいいんですよ、これと、今回は報酬審議会の答申が妥当なんだという主張。なぜそういうふうに変わってきたのかな。その根拠をまず一つお聞かせいただきたい。

それから、もう一点です。先ほど、中村議員の質問にも関連するかと思えますけれども、過日の全協の中で、共産党の皆さんが、議員報酬、それから、自分たちの年金等を足して26万に達しない。その達しない人たちについては、党のほうから活動費として助成を受けて活動をしている、こういう報告をいただきました。みなかみ町議会の中にも、若い議員、それから、年金等ない人、こういう議員がおります。この人たちの活動をどうやって保障してやるか、こういう思いの中での一つの議論も必要なんだろう、こういうことを提起をさせていただいております。

また、先ほど答弁ありましたように、共産党の皆さんが、党員の皆さんから100円ずついただいて、それを活動資金に充てている。そうすると、皆さんは補助がなければ活動ができないんだろう。みなかみの議員どうするんだ。こういう視点、先ほどと重なる部分がありますけれども、ぜひそういう部分についても議論を、その部分についての認識をお聞かせ願いたいと思います。

ここにいる18人の議員は、みなかみの町をどうやったらよくするか、町民の生活をどうやったらよくできるか、向上させるか、この一念で町議という役職というんですか、その立場にいるんだと思います。ぜひその辺の観点からお聞かせ願いたいと思います。

議長（森下 直君） 原澤良輝君、お願いします。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 久保議員の町民のため、それから町のためと、そういう立場については同感をするところであります。非常に久保議員も経験も長く、いろいろ町のために活躍されているというふうなことについては評価というか、尊敬をしているところであります。

今までいろいろな形で報酬引き上げの議論がされてきた、そういうふうな発言がありました。そういう部分もされていた方もいたというふうには思いますけれども、議会を通じては、引き下げがたしか議論をされたというのが議会の現実ではないかというふうに思っています。

それと、報酬審議会の答申の23万円はどうかというふうな、今回にしたのはどうしてかというふうな質問かと思えます。議員の報酬については、現状維持の19万円か、それから引き下げるべきか、それと、日当制というか、出席した日でカウントするか。そういうふうな考えもあります。確かに12月議会のときは、私は19万円の現状維持というふうな立場でいろいろ議論を進めてまいりました。その後、いろいろアンケートなり、人の会合なりというところで、議員報酬についての町議員の考えもいろいろお聞かせいただきました。そういった中で、納得できるというか、報酬審議会が議論をして答申を出した。それを無視して27万円に上げた。そういうことに対する批判も非常に多かったとい

うふうに思います。そういった中で、一応23万円ということで今回は提出をさせていただきました。

共産党の議員に対する援助について、先ほど、100円1人当たりと言いましたけれども、これも強制ということじゃなくて、こういうことで、議員のいないところで立候補して活動するとか、それから、少ない給料でやらなくちゃならないとか、そういうふうな事情を訴えながらカンパという形をお願いをしております。そういったことで、議員報酬が上がれば議員がふえるというふうな形の考えの方もおるかと思いますが、県内の一般の市会議員の給与だと大体30万円から上が大体そうだと思いますけれども、それでもいろいろな事情でなかなか立候補者が集まらんと、そういう現状もあります。ですから、私たちは、議員の給料が少ないから立候補者ができないんだというふうには考えていませんし、それから、議員活動をするために、これだけ報酬がないと議員活動をしませんよというふうな方ばかりではなくて、現状維持の金額でも議員活動やりますというふうな方もいるんじゃないかなというふうに思います。いろいろこれからの立候補者が、私も議員に立候補したいというふうな人の顔売れているのもいろいろ聞かせていただきますけれども、どうしても27万円じゃないとというふうな方の名前ばかりが浮かんでいるんじゃないかなというふうには思えていません。

以上です。

議長（森下 直君） 提案者である原澤良輝君に申し上げます。

今、質問の中で1つ非常に、比較的議員の人たちがそういうことを、党のほうから補助があって、それでやっているところはいいけれども、そうじゃない人のというふうな意見が出されましたけれども、その辺のところはちょっと補足が足りないので、ちょっと交渉してください。

（「じゃ、俺、関連してもう一回やるから、それで」の声あり）

議長（森下 直君） 13番久保君。

13番（久保秀雄君） 今、原澤議員のほうから、12月議会の中では現状維持と、こういう主張をしてきたんだと。今回、そして、23万円、答申どおりと、こういう変わった経緯については、町民といろいろな意見交換をする中で23万円という結果に至ったんだと、こういう内容の説明をいただきました。共産党の皆さん、常に町民との交流は大切です、町民の意見を聞いてと、こういう主張をしていただいています。そのこと自体は大変理想的ないいことなんだろうと思うんです。ただ、常日ごろ、そういうふうに共産党の皆さんがこの問題に対して、もう4年前から提起してきたことに対して、ここの1カ月でそんなに変わってしまうと、そのことについては、皆さんが常に言っている町民の意見です、意見です、このことに対しての信憑性、それを疑わざるを得ない状況にあるのかな、こんなことを今感じているところであります。

もう一点、先ほど、共産党の皆さんは、26万円に達しない、この人たちは任意ではありませんけれども100円カンパをお願いします。こういう中で、100円カンパをしていただいて、先ほど申し上げたんですが、報酬、年金等で26万円に達しない人たちに活動資金として援助をしている。まず、共産党の皆さんがなぜこの26万に足りない人に援

助をするのかな。

それと、もう一つは、数字はいろいろあるんだろうと思いますけれども、26万、なぜこの数字が出てきているのかな。私が思うには、26万、共産党の皆さんも含めて、議員として活動するその必要経費としておおむね26万ぐらいなんだろう、こういう認識をさせていただいております。その観点でいうと、みなかみの町会議員、現状今19万円です。それを先ほど来主張のように27万に引き上げよう。そして、1つ加えさせていただければ、全協の席でも申し上げましたように、我々は、ここで、12月議会で議員報酬を引き上げる。そして、4月に選挙が実施されるから、そこで選出された議員の皆さんに27万円という額をどうするか、それを託そうと、そういうことも全協の中で話をさせていただきながら、この12月の議会で議員報酬27万円に上げると、こういう議決をしてきた経緯があります。

原澤議員にお尋ねしたいのは、我々議員がそういう一つの方向性を示しながら議決をしてきた、このきちっとした約束ではありませんけれども、その方向性をどういうふうに見受けとめるのか。それと、もう一つは、先ほどから申し上げるように、議員として活動するその経費として、どういうふうにするのか、26万円とみなかみの19万円と整合性をつけるのかな。その辺を聞きたいと思います。

議長（森下 直君） すみません、原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 先ほど、不足部分があるというふうに言われましたけれども、一応回答したつもりでございました。再度、久保議員から質問がありましたので、お答えしたいと思います。

12月議会で議決された条例については新しい議員から適用されるんだと、そういうようなことに対してどうなのかということがあったというふうに思っていますけれども、やっぱり新しい議員に対するそういう見方も必要とする意見もあると思いますけれども、やはり自分たちの給料というか議員報酬というのは、やっぱり自分たちで決める。そういうことが正解じゃないかなというふうに思います。今回の議員選挙、これから行われる議員選挙で全員が入れかわる、そういうふうな可能性はないというふうに思っていますし、ですから、そういった部分も含めて、私たちの議員の任期の間に議員報酬というのは責任を持って決めていく必要があるんじゃないかなと思います。ただ、先の議員の議員報酬まで縛る必要はないと思います。新しい議員が生まれた場合は、その議員がそれぞれの自分の立場で議論していけばいいというふうに思っています。そういった意味で1年の時限にして、もう一度来年の3月に議論をしたいというふうに提案をさせていただきます。

議員報酬の19万円がどうなのかというふうな意見あると思います。議員の報酬というのはその自治体によって決まっていますし、いろいろな歴史によっても決まっています。本町の19万円というのは、合併したときの実情によって旧月夜野の議員報酬の額を引き継いでいるというふうな形になっています。額については、19万円が十分だというふうに思っています。

（「議長、もう一回」の声あり）

議長（森下 直君） 13番。

（「違う違う。もう一回、答弁漏れありますんで」の声あり）

議長（森下 直君） 手挙げたんですけれども。

（「答弁漏れ」「暫時休憩願います」の声あり）

議長（森下 直君） 暫時休憩。

（ 9時28分 休憩）

（休憩中に答弁について確認がなされた。）

（ 9時29分 再開）

議長（森下 直君） 休憩を閉じて、再開をいたします。

議長（森下 直君） 原澤提案者に対して、原澤良輝君、今の回答をお願いします。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 先ほど、19万でというふうなのが、大丈夫ですというふうな形で回答させていただいたのが回答だと思います。26万というのは、私が関知する問題じゃないんですけれども、そういう形で足りない場合があればそれは補填をするというふうなことで、本人の申請になっていますので、申請をしない人もいます。

議長（森下 直君） 13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 先ほど分から申し上げているように、みなかみ町の議員は19万円です。そして、この間の全協でも話がありましたように、共産党の皆さんは、議員報酬、それから年金等を足して26万に達すれば補助金はありませんと。26万に達しない人に対しては補助金が出ます。なぜその補助金を出すんですか。これは、やっぱり議員として活動するに資金不足が生じると、こういう理由からが一番大きいのではないかなと、私はそのように感じさせていただいていますけれども、そこをまず一つ、1点お願いしたいと思います。

それから、先ほどの答弁で、議員の歳費については自分たちで決めるんだと、こういう答弁をいただきました。まさにそういう話でいけば、我々はこの3月定例会を最後として、4月幾日かの任期で終了します。その先はどうなるか全くわからないんです。その先に選挙があって、選挙で出た人たちが決める。そういうことでいけば、まさに原澤議員が言っている自分たちの議員歳費については、議員報酬については自分たちで決める、こういうことであろうと思います。

それから、現在の19万円、これは原澤議員もおっしゃっていましたように、合併のときに、いろいろなしがらみの中で3町村の平均値をとって議員報酬を決めた、こういう経緯があると思います。もっと細かく言えば、みなかみの面積、人口、そういったもろもろのもの、要素を勘案して決定をされたのか。こういうことでいうと、ただ単に合併の事情の中で決めた。少し乱暴な言い方をすれば、その背景とかそういうことに対するの思慮が足らなかった中での決定であったんだと。だからこそこで見直しをして、議員が、先ほど申し上げましたように、町のために、町民のために一生懸命頑張れるように

見直しをしていこう、こういうことであります。その辺の観点についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 久保議員と、自分たちの議員報酬は自分たちで決めるんだというふうなことで意見が一致して非常によかったなというふうに思っています。

議員の歳費、それから、自治体職員の給料、そういうものは各自治体によってやっぱり事情がいろいろ違うんです。それを全国一律の26万というふうな形での評価というのはいろいろ大変なんじゃないかなというふうに思っています。現場を引き受けている私たちが私たちの町の議員の報酬のこれからを決めていくというふうな形がいいんじゃないかなというふうに思っています。

いろいろ合併当時の事情というのを説明していただきました。そういういろいろな経緯を経て決まっているというふうに思っていますし、今回の問題も、いろいろそういう距離だとか面積だとかというのを勘案しながら、議員報酬審議会が答申をしていただいたというふうに私は理解をしました。12月のときの現状維持というのから今回の提案には変わっていますが、そういう審議の経過、それから、報酬審議会という制度、そういうものはやっぱり生かしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうな考えを持ちまして、一応今回の提案とさせていただいた。そういうふうに理解をしていただければありがたいと思います。

議長（森下 直君） 原澤議員に申し上げます。

今、質問の中で再三出ております26万円を、年金なり、それから、議員報酬分に満たない人に対しては、共産党としては一応26万をつける仕組みにしているということはお出していますので、それはどういう根拠であれするんですかということはおちょっと質問のこぼしがあったので、この辺をちょっと質問です。これ以前が少ないということだったので、その辺もちょっと明確にお願いしたいと思います。それが何回か出ていましたね、質問、このあたりで。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 一応、私は久保議員が質問したことに対して回答させていただいていますし、議長からはそのような催促を受ける必要がないなというふうには思っています。

ただ、26万円というのは、例えば、東京都の議員の報酬だとか、それからいろいろ、北海道の議員の報酬だとかというのを勘案しての額なので、現場としてやっぱりその額というのは違うというふうに思っています。その辺のところを先ほど説明したつもりです。

議長（森下 直君） 暫時休憩いたします。

（ 9時36分 休憩）

（ 9時37分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

議長（森下 直君）　そういうことで、私として個人的な議長のあれで言っているわけではありませんので、答弁者を指して質問がなかったということで、答弁がなかったと言っておりますので、再度お願いしたいと思います。

（10番 原澤良輝君登壇）

議長（森下 直君）　原澤君、議長が進行ところを答弁してください。

10番（原澤良輝君）　質問者に対して答弁するのは私です。その答弁の方法についてはいろいろしてきます。納得しなければ再質問していただければありがたいので、一応それは私としては回答したつもりで、要するに、全国的にはいろいろな自治体があって、例えば、東京で50万だとか、その他給料もらっているとか、高崎で1万円出して50万円だとかもらっていると、そういうのも含めた形でなっているので、実際にやるところは現場で、それが適当でなるかどうかというふうな判断をしなくちゃいけないというふうに思っている。ですから、現場で私たちが判断する場合は、19万円で適当じゃないかな。そういうふうに回答をさせていただきました。単純値で26万円というのは全国平均でしているので、希望を、活動に対して本人が申請しなければ、それは26万円もらえるというふうには認識をおりません。

（「議長に対しての」の声あり）

議長（森下 直君）　原澤良輝君、議長に言われる筋合いはないって言ったことをちょっと訂正してください。

（「議長、今休憩中なのか」の声あり）

議長（森下 直君）　いや、再開しています。

（「再開しているのか」「再開したんだっけ」の声あり）

議長（森下 直君）　再開しているんです。

どうぞ。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君）　議長にそんなこと言われる筋合いはないというふうには言っていません。質問者は久保議員なので、回答者は私で、それを回答したことに対してまだ足りないことがあれば、久保議員が再質問すればいいんじゃないかというふうに言ったのであります。以上です。

議長（森下 直君）　ほかにございませんか。

14番小野章一君。

14番（小野章一君）　議員報酬について議案説明がありました。

そんな中、提案者の真意を伺いたいと思いますけれども、先ほど、報酬等審議会のことにつきましてちょっと言葉がありましたけれども、共産党の原澤さんとしては、今まで報酬について、アップについては反対を貫いていたということがあるのかなということがあります。あと一つは、報酬審議会についても、これは一般町民、有識者に来ていただいて、町民の代表の方々に審査をしていただいて、今の額が提案されたものというふうに理解をするわけです。そんな中で、1回、2回の審議で決定できるのかという非難の読者ニュースがあったかというふうにも思います。

そんな形で今回流れてきたわけでありましてけれども、なぜ、12月議会で提案のときに修正案を出すことも、これは発議もできますけれども、修正案を出すこともできました。そんな中で、今、なぜここに来て、この時期に、しかも、4月の選挙を迎えての新しい議員のところから施行ということの中で、今、なぜここでこういったものが提案されるのかということが、非常に理解できないと私は思いますけれども、そのところを伺います。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小野議員、いろいろ私たちのニュースなりを読んでいただいて、非常にありがたく思っています。

報酬審議会の答申とかそういう考えについては、小野議員と全く同じです。12月議会で、私たちが現状維持というふうな形での立場をとったというふうなこともご指摘のとおりです。

いろいろその後やはり、町長は全員協議会で、私のところに値上げをしてだめだというふうな意見が来なかったというふうな発言をされたんですけども、町長はすごくいい情報を持っているはずなので、そうなのかなというふうには疑問には思っていました。実際に、やっぱり暮れから正月、やはり結構町民に接する機会が非常に多いです。そういった中で、やはり町民は議員報酬の42%アップというふうなことに對して非常に不満を抱いているというふうに感じました。

12月議会で修正をなぜしなかったかというふうな意見もあります。修正の方法なり、議員報酬の提案の方法はいろいろあるかなというふうに思っています。そこでできなかったというふうなことと、それから、だから今回提出というふうなことと、そういうふうになっているというふうな理解をしていただければと思います。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「委員長、すみません、反対討論ですか」の声あり）

議長（森下 直君） 反対討論の発言を許します。

5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論をいたします。

現行の議員報酬額は平成17年10月の2町1村の合併協議の中で決定されたもので、全国の類似団体や県内の町村と比較して極めて低い水準であったことはご承知のことと存じます。

昨年の12月定例議会において、当局より議員報酬額の改正についての提案がなされました。提案理由では、みなかみ町の議員報酬は同規模の自治体と比較した場合、全国的にも極めて低い水準にある。地方分権が進展する中、議会の役割はますます専門化、高度化、複雑化しており、議員活動も専門的に専念しなければ責務を果たせない状況となっている。また、若い世代を含め、議員を目指しやすい環境を整えるため引き上げる必要がある。そして、報酬改正に当たっては、特別等報酬審議会に諮問し、群馬県内の人口が類似している団体、当町を含む5団体の水準とすることが適当であるというご意見を受け、報酬額の決定についてはこの審議会の意見を尊重しつつ、全国町村の基準財政需要額に占める議員報酬額の割合の比較や本町の面積要件など特殊事情も考慮し、算出したものであるとの説明を受け、12月議会において議決したものであります。

議員は、言うまでもなく、直接町民の方の選挙を受け、今ここに18名がおります。本会議や委員会、そして、各種公の行事に参加することが議員活動ではなく、その前段における調査研究、そしてまた、資料収集や勉強と、大変町民に対して目に見えない多くの部分が議員活動にも含まれております。そして、24時間365日、議員として町民目線で町民の声に真摯に耳を傾け、また、それを行政に反映させようと努力しているのが我々議員ではないでしょうか。

この条例改正については、4月に行われる一般選挙により選出された任期からの施行となっております。今回、発議の改正案は次期議員の任期から26年度末の施行となっております。期末手当については12月議会で議決した額により算出するものであります。このような時限的、かつ期末手当は別枠でというような改正は、かえって町民の誤解を招く結果にもなりかねません。さらに、12月で議決したこの条例の施行日は、公布以後初めて行われる一般の町議会議員選挙により選出された議員の初日となっております。今回の発議については、次期一般選挙の町議会選挙により町民の審判を受けた議員が判断すべき案件であると思います。

よって、この発議に反対をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、反対討論といたします。

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番林誠行君。

（3番 林 誠行君登壇）

3番（林 誠行君） 議員報酬の引き下げについて、賛成の立場から発言させていただきます。

私たち日本共産党、現在、全住民を対象にしたアンケートに取り組んでいます。現在までに私のところに届いている36人の町民から、議員報酬については声が寄せられています。7人の方の意見を紹介し、討論に参加させていただきます。

基礎自治体の議員活動の実態はパートタイム型にもかかわらず、フルタイムで働いているのと同じ程度の報酬が支払われていると思います。今回の改定で、みなかみの今後の町政や議員の考えに不信感を覚えます。常識外れの決議に多くの町民が驚いていると思います。いや、怒っています。地方議会の最大の機能は、首長、行政のチェック。役所のしていることが正しく、住民のいい暮らしにつながっているかないかの見張り役です。議

会にその機能があってこそ、首長、行政の仕事に知恵が湧いたし、磨きがかかるものです。オール与党化で行政の提案はノーチェック、なれ合い議会では、税金の無駄となる。国会と異なり、地方議会は納税者の代議員として、住民の立場に立った政策は応援し、そうでないものは鋭く追及する車の両輪の役目が必要です。また、地方議会に与えられた貴重な権限、公約実現に最も身近な手段が条例の制定です。議案提案のほとんど全てが地方公共団体の長によるものとなっているのは情けない。もう一度、町の財政状況や町民所得の現状を把握し、参考にすべきだと考えます。これは1人の方の意見です。みなかみ町町民所得は県下最下位だと聞いています。議員も、昔は公僕と言われていた。いつから給料とりになり下がったのか。毎日勤めているわけでもないのに、わがままが過ぎる。現状維持でも安いとは思わない。町の財政が苦しいとわかっているはずの議員が、なぜ報酬を増額するのか。議会は月に何日あるのか。日数によって日当にしたらどうか。可決の方法が卑劣、こそくである。報酬審議会、23万円分用意して、もっと時間をかけるべき。若手の議会議員の確保とあるが、子育て世代の人が高い町政への志があるといっても、選挙資金確保はできないと思う。議員が上がるのなら、町が委嘱している役職も上げるべき（区長とか消防団員）。審議会の答申は市町村との均衡が図られているものであり、尊重すべきだ。みなかみ町はそんなに豊かになったのでしょうか。世の中、給料上げると政府が言っている。大会社では検討しているようですが、年金が下がって苦しんでいる町民が多いのではないのでしょうか。都会と同じには考えられないと思います。

ほかに、高いとは思わないという方も3人ほどおりました。また、議会の中で紹介するのはちょっとという部分もあり、除いておりますが、圧倒的に町民は怒っておりますというのが実情だと思います。

議員各位の賢明なるご判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「議長、反対討論」の声あり）

議長（森下 直君） 反対討論。

15番中村議員。

（15番 中村 正君登壇）

15番（中村 正君） 15番中村、発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

さきの議会において、報酬審議会からの答申は月額23万円でありました。当局のご配慮により、月額27万円でご可決いたしました。これは、若い人たちにも町政に参加していただきたいという思いと、みなかみ町の議員に対して活動の範囲の広さを当局に認めていただいたもので、多くの議員の賛同のもとに甘んじて可決したものであります。これは、他の町村もみなかみに倣い、追随するものと予想されます。

今回の報酬アップについては、多くの議員が5月の新議員構成時に検討するものと認識しており、それも少数の議員発議でなく、多くを議論した中で条例改正するものと期待

するところであります。

まさに、今回の改正発言は4月の議会議員選挙を意識しただけの行動であり、承服できるものではありません。ましてや、4年前の選挙において、議員報酬カットを公約にして戦いを勝ち得てきた議員が賛成議員として名を連ねているのは不可解であるし、その本人が、現況よりも報酬がアップする条例案に賛成することは余りにも不自然で不愉快であります。

いずれにいたしましても、5月の新しい議員構成の中で再度審議し、条例改正することとし、議員各位のご理解を賜りたく反対討論といたします。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。次、賛成討論の方。

12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 発議第1号に対しまして、賛成の立場から発言をさせていただきます。

もう1時間にこの議論なろうとしています。ふだん、本来ならば、報酬のことでなくいろいろな議案に対して、このような活発な議論がこの本会議場で行われることが望ましいのではないかと思います。

町民の皆さんが今回の報酬改定についていろいろな意見があるのは、先ほど来、提案理由の説明、また、賛成、反対の討論の中で発言がありました。私もいろいろな方々からのご意見は拝聴しております。やはり上げることに對しての抵抗感が強いということを町民の皆さんが持っているということは、やはり私たちの活動というものに対する評価がそういうことでしかないのかなというふうに、私も含めて反省をせざるを得ないなというふうに思っているわけであります。

それともう一点、やはりいろいろな議論の中で、上げることは大いに結構じゃないかと、もっと上げてもいいんじゃないかと。しかしながら、その成果というものを4年間の中であらわすような努力を議員の皆さんしなさいよという叱咤激励をいただいた意見もあったのが事実であります。

私も、先ほど来の中で、議員報酬の削減を公約にして、それができなくて、今回アップに対して提案者の賛成者になっていることに対しての批判をいただいたのに対しては、真摯に受けとめて反省をしているところであります。

しかしながら、今回の原澤議員の提案に対して賛成をしたのは、やはりここに名簿がありますけれども、8名の報酬審議会の皆さんのご意見、それが町民の方々の意見の集約であるというふうに思い、そのことに対しての提案に対して、私は賛成をしたものであります。

さまざまなご意見がある中で、私も選挙に挑戦をするという意志の中で、身を引き締める思いの中で選挙に向かい、そして、もしここに再度立てることがあるならば、そういったことを、今までの、きょうも10年間の表彰をいただきましたけれども、反省をし、また、報酬のことに見合う、評価される議員となるような行動にしなければならないと改めて感じた次第であります。

そのようなことを踏まえ、今回の原澤議員の提案に対して賛成をしたということを表

明をいたしまして、賛成の発言とさせていただきます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

7番山田庄一君。

（「どっちの討論ですか」の声あり）

議長（森下 直君） 反対討論ですか、反対討論。

（7番 山田庄一君登壇）

7番（山田庄一君） 発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

この条例案は、12月定例の最終日に町提出議案として上程されました。町民の皆さんの高い関心を引くことが予想されるこの議案が、提出に至るまでの間、議会内で正式な議論の場を直前まで設けることなく、成立後の町民の皆さんの反発に説明できるまでの議論を重ねることができなかつたのは残念でした。

議員報酬決定の要因として考えられることは、議会の活動状況、町の財政事情、住民所得水準、類似団体との比較、世論の動向などが考えられます。今回の報酬審議委員会の答申では、議長32万1,000円、副議長25万6,000円、常任委員長24万2,000円、議員23万円という金額が提示されました。この答申を受け、議会の活動状況、類似団体との比較、若い人が町政へ参加しやすい環境整備などを加味し、町長提案として、議長37万8,000円、副議長29万7,000円、常任委員長28万3,000円、議員27万円という金額が提示され、賛成多数で可決成立しました。

私は、今、産業観光常任委員長というポストに就任させていただいております。誰でもこれからこのポストにつく可能性があることを前提に、あえて言わせていただきますと、所管とする課は多彩であり、そのため、イベント等の案内も豊富で、当て職も多く、行動範囲と活動日数は意欲的に動けばとても忙しいポストであります。そのための経費などを考慮すると、今回の報酬の引き上げは大変ありがたいというのが正直な思いです。誰でもこのポストにつく可能性があることを前提として議員の報酬を考えれば、報酬基準をここに置いて町民の皆さんへ説明をしたときに、ある程度の納得はいただけました。

町民には下水道料金大幅値上げ、その一方で、議員は報酬42%もお手盛りアップ。こんな町政、議会がいいのでしょうか。日本共産党のみなかみ民報にありました。議員報酬を引き下げる議案を提出します。町民の立場からしっかりチェックできる議員がどうしても必要ですとも言っています。

今回の発議第1号は、よく読んでみると、議員報酬アップに賛成であり、1年間の期限とされております。少し違和感を感じるころであります。12月の定例で決まったこの条例案は、改正後の議員の皆さんから適用とうたっております。今回提出された発議第1号は、審議するのが同じメンバーであり、結果が見えている中で提出するという事は、次の民報でこんな議会がいいのかという記事が掲載されることが予想されることや、時期を考えると、とても意図的なものを感じます。

この議員報酬改正条例については、議会として多くの反省点があり、町民の皆さんの失望を買っている現実があることを踏まえ、今後、その反省に立った議会活動をするこ

せんけれども、必要に迫られながらごみを出す経験があります。したがって、こうした怒りの声については理解をすることができます。

私のごみに対する考えは、ごみをゼロにするということであります。ごみは減らそうとしなければ自然に増加をします。しかし、減らそうと努力すれば減らすことができる。

町は、一般廃棄物処理基本計画を平成22年7月に策定をしました。1人1日当たりごみ排出量610グラムを、平成26年度に通常611グラムと予測される排出量を488グラム、31年度に612グラムと予測される排出量を458グラムに減量をする、こういう計画であります。この計画の作成段階では、町民の意見を聞くというふうなことで意見が反映された経過があると思えますが、26年度に20%、31年度で25%、ごみの排出量を削減するという意欲的な計画であります。町で収集した可燃ごみの46%は紙で、これは分別をすれば資源ごみとして扱え、販売ができます。生ごみとか木、竹も堆肥化をすることができます。あわせて、可燃ごみの50%が資源ごみとして再利用できるのではないかというふうに考えます。小さな紙くず、紙切れは封筒に入れて、封筒を大きな紙袋に、菓子袋や段ボール、コピー用紙などはひもで縛ってごみの収集場所へ置きます。生ごみコンポスト、生ごみ処理機で堆肥化をすることもできます。これで可燃ごみの半分が資源化をできるというふうに考えます。さらに、古紙類や缶、ペットボトルを集団回収する団体にはキログラム当たり8円の奨励金も出ます。町では、広報の中に、10年10月号で、20%を削減できればごみ袋を半額にすることが可能と説明をしています。可燃ごみの60%が削減が可能です。

日本で最初にごみゼロを宣言した徳島県の上勝町は、未来の子供たちにきれいな空気やおいしい水と豊かな大地を継承するために、ごみゼロを宣言する。その理由を上げています。住民が前向きにごみを減らそうと、美しい棚田や清流のような自然環境を保全していくこと。こういう町で生産された「彩」、葉っぱ、シイタケ等の農産物は安全でおいしいに違いない。ごみの分別の努力は町内商店のお客をふやし、農産物の信頼性や付加価値を高め、エコツーリズムなど観光産業の大きな流れの中で、地域の経済力向上に結びつく商業的意味も持ち始めていると評価をされています。川の上流で始まったゼロ・ウェイストが、この取り組みが川を下り、海へ出て、日本全国へ広がっていくすごいアイデアだとの声もあります。

ごみ袋の問題は価格問題だけではなく、環境力宣言をしたみなかみ町にふさわしい町の品格、エコツーリズムに取り組む町にふさわしい取り組みになるというふうに考えます。水源の町みなかみがごみゼロを宣言し、未来にきれいな空気、おいしい水、豊かな大地を継承する取り組みは夢のあるものです。財源は予備費と財政調整基金などの取り崩しで扱えるというふうに考えます。議員皆さんの賛同をよろしく願いをいたします。

議長（森下 直君） 提出者原澤良輝君の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はありませんか。

13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 今、提案理由の説明を伺いました。一番最後のところで、財源は予備費と

財政調整基金と、こういう書き方がされております。お尋ねをしたいと思いますが、財調は今幾らあるのか答弁をいただきたいと思います。

議長（森下 直君） よろしいですか、わかる範囲内でお願いします。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） お答えします。

34億円だと思います。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

13番久保秀雄さん。

13番（久保秀雄君） 今、原澤議員のほうから、財調34億だという答弁いただきました。共産党の読者ニュースに書いてあったのが76億、そういう数字で書かれているかなと思いますけれども、そうすると、読者ニュースの数字は誤りだとかいう認識でよろしいですか。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 久保議員の質問が財調はどのぐらいだというふうな質問だったので、34億円というふうにお答えしました。合併等基金が15億円とか、国保基金が5.3億円とかありますので、合わせて76億円ということで説明をさせてもらっています。読んでいただいてありがとうございます。

議長（森下 直君） 13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 財調じゃなくて、基金という形の中で76億とかいう認識だということ、この76億の中に実際には使えない金が入っているんだと思います。その辺のところもきちっと、数字的にはあるんですけども使えない金というのが、そのところを認識をしているのかどうか。そのところを認識をしていけば、ぜひそういう意味でも、数字的にはあるけれどもこれは使えないんですよと、この部分の正確な伝え方をぜひしていただきたいと思う。町民の皆さんは、共産党の皆さんが76億ありますよという、その数字を生で受け取ってしまうんです。ぜひそういう伝え方をお願いしたいと思います。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） お答えします。

久保議員には非常に興味を深くお読みいただいて、ありがたいと思います。

一応そういう形で資金を、しながら説明をし、取り上げていきたいなというふうに思っています。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

14番小野章一君。

14番（小野章一君） このごみ袋値下げの件についての提案理由の中で、実は、予算というものは法令ということであると思いますし、ごみ袋を値下げすれば町民は全てが喜びます。しかしながら、今、1つの案が出されましたけれども、ごみの分別に努力を通じて安くするという、最大の努力だというふうに思います。そういったことを町民に周知していただいて、値下げのときにはそういったものを努力の値下げのところに還元してやるとい

うふうなのがベターな考え方だというふうに私は思っています。

一つは、今、だから、多くが70円を出しております。そんな中で、10袋出す人は700円なんです。1袋出す人は70円なんです。要するに、応分の負担をしていただいているわけでありまして、これは全て町が出せば、これは喜ぶと思えますけれども、そのかわり、同じ予算の中でほかに制限するものがあるということがあります。ただし、一つ、2度繰り返しますけれども、努力をすることによって値下げが可能であると、そういったことを周知する努力をこれから広めようとすることは私も同感でありますし、また、今は応分の負担の中で負担をして、町民の方々に負担していただいているということは、町の負担をそこだけに費やすわけにいかないということの観点から、そうしていただくこともやむを得ないのかなというふうに思っております。その辺の考え方を。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小野議員にお答えいたします。

価格の問題だけじゃないというふうな説明の仕方をさせてもらいました。ごみをゼロにするというふうな活動というのもやはり必要です。そういった中で、やっぱり町の品格も上がってくるんだな、美しい町になってくるんじゃないかなというふうに考えています。ただ単にごみ袋の価格を下げるというふうなことじゃなくて、そういうごみゼロ宣言をしながら、美しい町を守ったり、つくっていったり、そういうことに住民が主体的にかかわれるようにするのが町の仕事ではないかなというふうにも思っています。この問題は価格問題もありますけれども、価格問題だけではないというふうに考えて、小野議員の考え方に同調させていただきます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、発議第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） みなかみ町手数料条例の一部改正する条例について、反対討論の立場で討論をいたします。

現在、ごみ指定袋、燃やせるごみ袋ですが、大の価格が70円、中が40円、小が25円であります。この発議によりますと、大中小それぞれ30円、20円、10円に改めるといふものであります。過去の一般質問等において何回となく取り上げられ、その都度一貫して、行政の手数料として経費の1割程度の負担が妥当であるという回答が示されてきております。

24年度の袋販売実績で値下げをした場合、約2,400万円ほどの財源不足となります。

他の市町村において、袋代を原価に近い価格に設定しているところや、当町よりはる

かに安いところもあります。いずれにしても、処理にはそのための税金が使われます。処理費を含めない設定で、ごみを余り出さない人、先ほど説明の中にもありましたが、可燃ごみ、紙くず、アルミ缶等再生資源をうまく分別してごみを出そうという努力をされている皆さんもいらっしゃいます。多く出す人も、同じように、努力している人も税金が使われ、公平感が生まれ、受益者負担の原則が崩れる可能性があります。また、ごみの排出抑制の面からも減量化に寄与してきております。今条例の一部改正は一部の射ていないと思うため、反対討論といたします。先ほど言っておりましたが、価格だけの面ではないと思いますので、ぜひ皆さんのご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

林議員。

（3番 林 誠行君登壇）

3番（林 誠行君） 指定ごみ袋料金引き下げについて、賛成の立場で発言させていただきます。

さきの12月議会で町長から、下げるとすれば慎重な審議が必要だとの答弁をいただきました。ぜひ先ほどの報酬のような慎重な審議をぜひお願いして、引き下げを実現させていただきたいと思っております。

私たち、先ほど申し上げましたように、アンケートをもとに町民の声を紹介し、発言させていただきます。

アメニティパークの予算を精査した中で、処理方法も含め検討し、料金を決定するものだと思います。いつになったら引き下げていただくのか、毎回こんなことを言っているような気がします。これは私たちに言われていることかなと思うんですけども、今度こそはお願いいたします。ごみ袋を高くしても元を取ることはできないから安くして。不法投棄を減らしたほうが得策。以前は20枚入りで1,400円でしたが、現在は10枚入りで700円です。同じことで、安く見せかけているだけ。高いから不法投棄が多いのです。アメニティパークの処理費が高いからごみ袋が高いというなら、職員を減らす、多すぎるように見える。議員報酬を引き下げてごみ収集に充ててください。議員の報酬を上げる前に、町民にごみ袋代のゆとりを。税金を取っているのだから、こうしたものはお金を取るべきではないと思います。原価の何倍も町民の懐から町が取るなんて、腹が立つ。さいたまでは、ごみ袋は高いもの、買い物袋で出せるのでとてもよいと思います。高齢者世帯には少なくとも無料にすべきです。ごみ袋の料金を引き下げて、ごみのポイ捨てが少なくなると思う。河川や山林の中に目に余るほどごみが捨てられています。いずれ町のお金で掃除することになります。ごみが高いということは、ある意味ごみをふやさないという抑止力になると思うが、高いから家でごみを燃やすという家庭があるのも事実だ。家で燃やされると嫌なおいが鼻をつき、周辺に煙が立ち込める。みんなが気軽に買える値段でお願いしたい。議員報酬をふやせるお金があるなら、こちらに回してほしい。

以上、10人からの声でした。

幾つか不法投棄という声がありました。この正月、1月4日、猿ヶ京温泉での火災がまさしくここに該当すると思います。町長や副町長も出動されておりました。さらに、4年ほど前ですが、相俣ローソン近くでも同様なことが起きています。こうしたことをなく

すためにも、袋代の引き下げは必要だと考えます。

慎重審議をお願いし、引き下げの賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（森下 直君） 続けて、反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 賛成討論ありますか。

11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） ごみ袋の値下げについての発議に賛成の討論をいたします。

理由は、先ほどの林議員が言ったような内容もありますけれども、ほかの理由としまして、景気対策ということを考えます。

消費税増税が4月からされ、その景気の落ち込みが今懸念されています。その景気の落ち込みを何としても食いとめるためにということで、国のほうでは、法人税減税とあと公共事業の発注等、景気の落ち込みを何とか抑えようということで取り組んでいます。

そういう中で、このごみ袋の値下げを町がしますと、2,500万円ぐらい町民にお金が戻ることになります。消費税増税で可処分所得が減る中、このような政策をすれば、少しでも景気の落ち込みが防げる一つの手段になる、ちょうどいいということで、いいなと思います。その2,500万円、多分2,500万円ぐらいの予算、値下げにはかかると思いますが、その2,500万円は町民の懐に返るということです。

その予算を出せる余裕が町にはあるというふうに判断しましたので、この発議に賛成いたします。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて発議第2号の討論を終結いたします。

発議第2号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森下 直君） 起立少数であります。

よって、発議第2号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、否決されました。

議長（森下 直君） ここで、暫時休憩をいたします。10分間の休憩、40分から再開させていただきます。

（10時30分 休憩）

（10時40分 再開）

議長（森下 直君） 再開をいたします。休憩前に引き続き、次の日程に進みたいと思います。

日程第3 発議第3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第3、発議第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

2月25日、地方自治法第112条及び議会規則第14条の規定により、原澤良輝君外2名の賛同者より条例改正の発議がありました。

この発議は、議員定数の12分の1以上の賛成者がありましたので、成立しております。

提出者、原澤良輝君より提案理由の説明を求めます。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

国民健康保険税条例の一部のうち、第3条第1項、100分の8.5を100分の7に改める。5条中、3万2,000円を2万2,000円に改める。5条の2第1号中、2万7,000円を1万7,000円に改める。同条第2号中、1万3,500円を1,500円に改める。同条第3号中、2万250円を4,200円に改める。

以上です。

条例の適用については、4月1日から施行していく。適用の区分については、2として、改正後のみなかみ町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について決定し、平成25年分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということです。

提案の理由として、国、厚生省は国保の運営を県に移管する協議会を全国知事会などと開始をし、来年度に法改正を国会に提出することを狙っております。

桐生市は、今後、国保事業の県単位広域化が予想されることから、基金15億円のうち2億3,000万円を取り崩して、加入者に還元するよう引き下げを決める予定です。

町も、21年度の国保税引き上げ以降黒字が続き、24年度決算では、基金5億3,000万円を含め、翌年度繰越金は8億2,000万円になります。25年度の保険給付は10月の時点の累計で8億9,000万円、前年度比93.1%です。仮に、95.5%を想定しても17億4,000万円で、単年度収支は1億円の黒字になります。単年度収支というんですけれども、収入は前年度繰越金、法定外繰入金を除き、支出は基金積立金を除いて、その年度の収支をあらわした指標です。町当局の提案で使用して、多額な繰越金や基金積立金を収支から除外し、単純にその年度の収支、赤字黒字を判断できるようにしたものです。

引き下げは、1億5,226万円を下げるというふうなことで、お配りしたB4の参考資料の国民健康保険税算定概要の右下の数字が当たります。所得割を8.5%から0.7に、

均等割1人当たり3万2,000円を2万2,000円に、平等割1世帯当たりを2万7,000円から1万7,000円に引き下げるものです。それに伴って、2割軽減、5割、7割の軽減もそれぞれ変わってはきます。国保広域化を4年後とすれば、3年で4億5,000万円を基金から取り崩すことができ、基金残高は8,000万円になります。県指導の基金額1億円に近い金額は残り、繰越金を含めれば3億7,000万円の残額になっております。

国保で加入者が積み立てた基金が広域化で県に回収されてしまっただけでは、町民や加入者が不利益をこうむります。基金を取り崩し、適正な国保運営をする必要があるというふうを考え、提案理由といたします。

議長（森下 直君） 提出者、原澤良輝君の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はありませんか。

14番小野章一君。

14番（小野章一君） ただいまの国民健康保険ですけれども、改正について提案説明がありました。

先ほども申しましたけれども、発議については議会に求められた権利であります。その中で、昨日、平成26年度の会計予算が提案されました。また、その中で委員会に付託された部分があります。そんなことを踏まえて、原澤議員にその真意を伺いたいと思いますけれども、議会の一つのルールの決まりの中で、この議会が運営されているものと解釈いたします。そんな中で、この国民健康保険の新予算案が発表されたときに、原澤議員も厚生常任委員として一員としてその中に加わるはずでありますし、また、今までのその中の議会運営委員会の委員でもあります。そんな中において、一つ、昨日の付託、議長の言われる委員会付託について何ら異議は申しませんでした。ということは、あすの連合審査が引くと、一般会計、また各特別会計については審議をし、また、それぞれの付託された委員会において決議をなされるということがあり、また、最終異議について委員長の報告の中で、また、最終的な判断が下されることが一つの一定のルールではないかというふうを考えております。

ここでお尋ねしたいのは、先ほども申しましたけれども、なぜ今ここで、議会のルールをまた指導する立場である、これは言っていないかわかりませんが、提出者がやるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（森下 直君） 提出者、原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小野議員にお答えします。

議会にはいろいろな条例が出ます。相反する、対峙する条例、それから、条例を伴わない予算案、そういった出てくる条例について、その提出が適正であるかどうかというふうなことで判断され、議案として提案されるというふうな理解をしております。

26年度予算を連合審査で審議するというふうな立場と、ここでこの条例を審議するというふうな立場は矛盾しない、そういうふうな考えです。

議長（森下 直君） 14番小野章一君。

14番（小野章一君） あす、先ほども申しましたけれども、連合審査で審議をされます。それについては、各係も含めて慎重な審議がされ、決定なされるわけでありませぬけれども、やはり議会として、修正案も当然ながら出せる権利が議員にはあります。そんな中で、来年度予算が開示をされ、きのうは提案説明をされた中です。ここで条例を一部改正してということは、来年度の予算の減額ということによかれ悪かれなる、しなければならぬ。また、それをここで、議会の中で議長が最高の決定機関でございますので、そこで決定されたものは、先ほども申しました、異議なし、いいですよと言われた部分が、あした付託は、審議はいらなくなります。そういったことを含めて、どういう考えを持っているのか伺います。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小野議員にお答えいたします。

26年度予算については、付託することに異議なしということは、それを承認したということではありません。議論をする、付託されて、その各委員会なり連合審査で議論をすることに対して異議なしというふうなところが、きのうの本会議までの経過じゃないかなというふうに思います。

条例が予算を伴うというふうなことが、値上げを審議する21年度のときもありました。それは条例が流れなくて予算が審議をされていった結果、どうするのかというと、条例を6月議会で審議しようというふうな形での決着になったように理解をしております。そういったどちらかが先行するというふうな形も議会運営の中ではあるというふうに理解をしております。

議長（森下 直君） ほかにございませぬか。ありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて質疑を終結いたします。

これより発議第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6番林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 6番林一彦です。

発議第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

町では平成21年度に、財政状況が逼迫するとの理由で国保税率を引き上げ、国保加入者の皆様に負担をお願いしてきた経緯がございます。その結果、国保税の増収と一般会計からの法定外繰入金、それから、国からの交付金の増加により、平成21年度から平成25年度の今日まで安定した運営状況で推移をしてきたと考えられております。

しかし、一方で、年齢構成が高く医療費水準が高い、また、所得水準が低く保険料負担が重く、市町村間の格差が激しい等の国保の構造的な問題も存在しております。

現行の社会保障制度の枠組みが構築された1960年代から今日に至るまでの間に、社会保障制度の前提となる社会経済情勢は大きく変わってきており、この社会保障の充実、安定化と財政健全化という目標を同時に実現するために、社会保障と税の一体改革が今般実施される予定でございます。

一体改革を実施するための社会保障制度改革推進法では、医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ることとされ、特に、国保保険者につきましては、財政運営の責任を担う主体を都道府県としつつ、国保運営に関する業務について都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、分権的な仕組みを目指すとして、平成29年度からの国保保険者都道府県移行が望ましいという報告書を取りまとめ、現在、国において保険者の都道府県化等についての検討が進められております。

また、国民健康保険特別会計につきましては、5億3,000万円の基金積み立てがある状況ではございますが、この中には、平成20年度から平成23年度までの4年間で一般会計から国保特会へ3億2,000万の法定外での繰り入れがあり、一般会計から法定外繰り入れ額を差し引きますと、残金は2億円となります。これは医療給付等の約1カ月分でございますが、インフルエンザなどの蔓延での緊急の事態に対応できる額ではございません。

みなかみ町の国民健康保険は3年ごとに税率の見直しを行ってきており、平成26年度におきましては、平成27年度から29年度までの3年間の税率検討を行うこととなっております。平成26年度は現行税率を維持し、平成26年度中に平成29年度から国保運営の県広域化議論の進捗状況を踏まえ、平成27年度からの3年間の税率検討を行うのが望ましいと思われまます。

以上の理由により、この発議に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。反対討論といたします。

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

林誠行君。

（3番 林 誠行君登壇）

3番（林 誠行君） 国民健康保険税の引き下げ賛成の立場で発言させていただきます。

数年前からお引き下げを願う声が寄せられており、私たちとしてもこの間取り上げてきました。

今、私たちが行っているアンケート、私の手元には、国民健康保険税については27人からの声が寄せられています。そのうち8人の方の声を紹介して、討論に参加したいと思います。

加入者の変化としては、産業構造の変化や高齢化の進展により、年金生活者や失業者などの無職者の割合が半数以上を占めている。よって、以下の制度改革が必要と思います。公的保険制度を国保に一元化。市町村から都道府県別に移行し、規模の拡大。当面の対応としては、4月からの消費税導入を機に、町民の暮らしが少しでも楽になるよう、基金や貯金を取り崩して国保税の引き下げの実現をお願いします。各家庭で負担になっており、

1世帯2万円の引き下げが可能とのことなので、ぜひとも引き下げる方向で検討してほしい。他の市町村と比較して高過ぎる。大幅に上げ、町民に負担をかけておきながら、繰越金があるということは自慢にならない。国保が運営できる範囲内に引き下げるべきだと思います。町長は町民に負担をかけないように考えてほしい。基金が8億円もあるなら、取り崩して引き下げてほしい。国保の実態を詳しく説明すべきだと思う。県への移管が見える中で、年々少しずつ基金の取り崩しを行い、税の軽減を行うべきだと思う。繰越金が多いのはよいことです。でも、今の人が大変なのだから、できる程度まで引き下げてほしい。病院で払うのも大変。国保税の高さに泣いています、払えなければ保険証を取り上げられてしまいますから。税金である以上、その徴収がいかげんであってはならないと思います。ずさんな計算はやめてくださいと、払うというより、納める町民の身になって町は考えてください。

以上、8人の方からの声ですが、この国保税、先ほども申し上げましたように、滞納すると保険証が取り上げられ、制裁措置もあります。社会保障制度の柱であり、国民皆保険としての国保です。命と健康の保障である保険証と引きかえに国保税を徴収するような行為は許せません。また、これでは問題は解決しません。払えるような国保税に引き下げることが必要だと思います。町民の健康と暮らしを守り、住みやすいまちづくりをしようではありませんか。

以上、引き下げの賛成討論とさせていただきます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて発議第3号の討論を終結いたします。

発議第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森下 直君） 起立少数であります。

よって、発議第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、否決されました。

日程第4 一般質問

通告順序4 1番 小林 洋 1. 谷川岳及び今後のエコツーリズムへの展開

議長（森下 直君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

本日は、2名の方に順次質問を許可いたします。

まず、1番小林洋君の質問を許可いたします。

小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1 番 (小林 洋君) 1番小林洋、議長の許可を得まして、通告に従い一般質問を行います。

私の質問は、今行われています谷川岳のエコツーリズム、また、町のエコツーリズムに対する取り組みであります。3年前、ちょうど平成23年3月だったと思いますが、エコツーリズムに対しての組織ができたということで、私のほうでも質問をさせていただきました。

そんな中で3年たちまして、みなかみ町は合併以来、水と森の防人宣言、または、みなかみ・水「環境力」宣言を唱える中、構想として、エコタウンみなかみ、谷川岳エコツーリズム推進全体構想という形でいろいろなアクションを起こしてきている状況でございます。

谷川岳のエコツーリズムの一つとして、自動車の通行規制がここ何年か始まっているところですが、その辺の、まず最初に、推移がわかるデータと今後の目標みたいなものがありましたら、お答えいただきたいと思っております。

議長 (森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) ただいま最初にご質問のありましたいわゆる一ノ倉沢道路、これの通行規制、あるいはその実績ということです。

まず、ご存じのとおり、平成13年の紅葉期における大渋滞を機に、警察権限による緊急交通規制ということで始まったのが一ノ倉まで至る道路の通行規制になります。平成21年までは、今申し上げたような経緯から、お盆のシーズンと10月の土日を対象に通行規制が行われてきたところでございます。平成22年より、いわゆるエコツーリズム等の意識も踏まえまして、規制区間を徐々に拡大し、平成25年で初めて通年規制という形になったわけですね。

この間の数字ですけれども、平成14年の入り込み客というののデータが一番古くありまして、お盆のシーズンが日平均521人、紅葉シーズンが1日平均1,165人という数字がございます。これは、トレンドとしてはその後徐々に減り続けておりましたが、平成22年において、お盆で164人、紅葉シーズンが400人、これが1日の平均の入込み客の数になっております。これが、この交通規制が始まった25年以降、22年、今申し上げました。25年がお盆で267人、紅葉シーズンが1日平均710人と徐々に増加傾向にありました。

入り込み数の目標値という話がございますけれども、毎年、対前年の120%という数字を目標値ということでこの間掲げてきております。実績を申し上げますと、平成23年は22年に比べて154%、平成24年は23年に比べて147%ということで、大きく伸びておりましたが、平成25年については前年比94%という実績になっております。これは10日に、たび重なる台風が来たということで、入り込み数が激減したということだと思っております。26年については、以前の形と同じように、対前年120%ということで、25年の減っているベースをもとにして120でありますけれども、年間4万7,600人、この方に入り込み客として入っていただきたいという目標を掲げているところ

でございます。

まず最初のご質問、そこまで答えさせていただきます。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1 番（小林 洋君） トレンドとしては、下がりかけていたのが平成22年をきっかけに回復しつつなってきた。去年は台風の影響ですか、前年を割ってしまった。来年度、26年度の目標値としては25年度の数値を基準に120ということであると、2年前の数字よりもまだまだ減ってしまうということだと思わんですけれども、平成25年が約九十数%で、その120ということですか。そうすると、全体的に24年度の数字を下回るということになると思いますけど。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 細かい数字になりますけれども、さっき申し上げたように、24年は147%、23年より伸びております。それから、94で6%減ですから、そのさらに120%増を目標にしていますので、25年度よりも当然多いですし、24年度よりも若干多いというような数字が今回の目標値になっております。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1 番（小林 洋君） はい、わかりました、すみません。

全体としては、気候的な要因は減る可能性があるかもしれないですけれども、確実に入り込みの人数はふえているということで確認させていただきます。

そこで、今シーズン、電気バスを導入するということなんですが、この辺、電気バス、基本的には通行弱者といいますか、歩行弱者というんでしょうか、ためのが基本だと思うんですが、それに対しての具体的な運行計画とか利用方法をどう考えているのかということでお聞かせください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 電気バスの話です。

この間、特に交通弱者を中心とした対策として、代替交通手段ということでマイクロバス、これを入れておりましたけれども、やはり散策している人にとってみると、排気ガスがあるとかがというのが相当神経にさわるということがあるということもありますし、もともと環境に配慮したエコツーリズムということですから、電気バスが適切であると判断しておりました。ちょうどいい、あそこ、国道291になっていますので、公道を走れる電気バスというのがなかったもんですけれども、群大工学部が開発したものがありましたので、26年度から導入ということで既に予算も議会の承認をいただいて、間もなく納車になるということです。

これの運行方法ですけれども、今ご指摘がありましたように、引き続き交通弱者をメインとした移動手段として捉えて、運行するところです。係員を乗り場に配置しまして、基本的には無料運行ということで考えていきたいと思っております。今まで、代替交通ということで試験運用で運賃を認めていただきましたけれども、いつまでも試験運行という

こともないだろうということと、環境に配慮した交通弱者対策ということで、運賃をいただかないという形で考えております。

運行につきましては、1台については定期運行を行いまして、2台目については、入り込み客の多い日等に合わせて臨時運行、これを考えております。したがって、今、歩行が困難な方及びその家族という形でご説明いたしました。歩ける方については、今までもやってまいりましたけれども、ぜひ歩いてください、こういうコースです、こういうところでこういうものが見られますということの説明することによって、25年度にもやっておりますけれども、歩行者数が増加し、バスの乗車人数が減っているというのが25年の実績であります。このことでの歩行へ誘導するという効果があらわれていると思っております。交通弱者とは何だということについては、ご本人の意思に任せるというのが適切だと思っております。

運行の具体的な方法、1便につきましては業者へ委託します。そして、臨時便については、運転間隔、運転ニーズのこともありますので、臨時雇用職員に運行させたいと考えておるところです。

先ほど、念願でありましたエコツーリズムの推進という観点から、やはりバスの運行、あるいは通行規制、そして、トイレの整備、このことについても、エコツーリズム、散策していただいて、環境の教育の場として活用するといったようなことも含めて、観光と環境の両立を図った活用形態というふうにやっていきたいと思っております。

また、今、運行状況はというご指摘だけだったので、今後どのくらいすべきかどうか悩んでいますけれども、当然、冬期間で一ノ倉道路に電気バスを使えない期間等あります。この期間どういう活用するかということについてはまだ決定しておりませんが、オフシーズンの利用に関して、関係機関と調整するとともに、春の段階からも、試験的な運行で利用可能かどうか、この確認も同時にやっていく必要があるということになっておりますので、場合によっては、一ノ倉の歩行解禁が5月にありますので、それ以前に納入した電気バスがどこかで試験運行をやるといったようなこともあろうかというふうに思っています。この辺についてはまだ未確定でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 小林洋君。

1 番（小林 洋君） 利用していただくのは基本的に交通弱者ということですが、群大と開発したというこの電気バスですが、車椅子とかの対応というのはなされているのか。また、今なされていないとしても、その辺が話し合いの中で、また群大との中で、そういう形に改良していくことが可能なかということなんですけれども。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） スペース的には乗せることは可能だと思いますけれども、今が10人乗車ということで、乗せるような形、車椅子の方も車椅子で乗れるという形にしますと、相当乗車定員が減ってしまいます。今の状況では、車椅子の方の対応については別途考えるということのほうが適切かなというふうに考えております。実際に運行してみて、各般の動きが出てくれば、車両の改造、その他もあり得るんだと思いますけれども、今のところは、

今の電気バスには直接車椅子の方が乗っていただいて利用するという形はとれません。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1番（小林 洋君） やはり今シーズン初めての運行ということなので、今回、来年度、26年度運行していただいて、いろいろな面を吸収していただいて、また次のシーズンに生かしていただければと思うんですが、また、無料ということなんですけれども、恐らくそういう目新しいバスというのは、やっぱりそういう環境の場所でそういう環境のバスが走っていると、お子さん連れなんかあれに乗ってみたいというようなことも出てくるかと思うんですが、基本を曲げてやるわけにはいかないと思うんですけれども、それも来シーズン、もしくは、それが臨機応変にこういう形で対応していこうというようなことがあれば、それはもうかたくなにやるのではなくて、その辺も柔軟に対応していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、各般のご指摘が議員からありました。いろいろな状況が考えられると思います。今、基本的に、一ノ倉の道路は歩いていただいて、十分景観なり環境を楽しんでいただきたいという論旨との整合性だと思います。こういうことだからこう絞り込んでやるということではないと思いますけれども、また、今ご指摘のとおり、要望あるいは運行状況等を見ながら、今後の検討課題かなというふうに思っております。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1番（小林 洋君） そして、シーズンオフのことも町長言っていたんですけども、谷川岳とかの周辺に限らず、例えばたくみの里とか、そういうのを、運行で全く使えない積雪の時期とか、そういうので運行してみるというようなお考えはありますでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） オフシーズンの利用に関しては、関係機関と調整していると言ったところなんですけれども、当然、今ご指摘のたくみの里というのが使いやすい場所かなという感覚はあります。これについて、さっき確定しているとは言いませんでしたけれども、この電気バスが納車になり、そして、それから一ノ倉で使うまでに時間があれば、最初に乗る試験地はたくみの里あたりになろうかな。これは決定するわけではありませんけれども、誰が見てもそういうことはあり得るかなということでございます。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1番（小林 洋君） 初めての導入ですので、いろいろなことを見ていただいて、ただ迅速に対応していただければなと思っております。

次の質問なんですが、谷川岳は、本当に初心者からロッククライマーみたいな上級者まで利用できる山として、山岳会、あと、その辺なんかでも非常に身近な山だと思うんですが、その交通規制を行っていることによって、ここでは上級者と書いてありますけれども、本格的にロッククライムや山を登る人たちにしてみると、ちょっと山に入る時間帯も

通常の山に登ろうというハイカーみたいなのと違いまして、朝の夜明けからとか、また、持っている機材もそれなりの、日程にもよるんでしょうけれども、テント、その他を含めて機材等も違ってくると思うんですけども、その辺の対応というか、例えば、地元の山岳会や県の山岳会なんかと話し合いを持ったりして、その辺なんかのレベルの人たちも利用しやすいというか、我慢して行くなというところは我慢しなければならないと思うんですが、こちらのほうも協力できるところは協力していくというような話し合いみたいなものを持ったのか、持っていないのか。それとも、今後また、そういうことも進めていかなくちゃいけないのかと考えているのかどうか、その辺を教えてください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 現場に詳しい小林議員のご質問にお答えするのは非常に難しいんですけども、いわゆるロッククライムやっていると、縦走してきたという方が、そこを歩くのうんとつらいので、荷物が重たいから何とかしてくれやと、わかりやすく言うと、余り声が聞こえていない。恐らくプライドがあるんだと思います。あなた方のところ荷物重いかから、1時間歩くの嫌だねというのは言いにくいんだと思いますけれども、直接は聞こえていないというのが今のところですよ。

これについてどういう対応するのかということ、もちろん、今、声が聞こえていないと申しましたけれども、そういう方々、例えば、縦走するのに早く行きたいと、誰も歩いていないところだから車でも入ってもいいかというようなことは確かに言いたくなるかもしれませんが。それをどういう形でそれなりに運行できるか。グループとしての山岳会なり、クラブであるとか、そういうところと、要するに、一般の方が散策するのに問題ないということであれば調整のしようがあると思いますので、この辺については声があれば、その団体との協議をする。要するに、拒否するものではないというふうに思っています。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 声が、僕自身もその声を直接聞いたわけじゃないんですが、ある別の委員会で、そういうことに携わっている人たちから、そういう人たちが前の晩というか朝に来て、そういう意見があるんだよというのを私もつい最近聞きまして、ああそうか、自分たちは、僕もこんな冬山歩きをする、山登りをする人間ではないですし、どちらかというところ、気楽な本当のハイキングからちょっとした山登りまでの人間ですので、その辺のレベルしか自分もやっぱり感じていなかったんです。ああそうか、谷川岳は、田部井さんなんかも含めて、そういうレベルの人たちもそう言われれば来る山なんだなと、そういう意見もあるんですよというのを聞かされて、はっと自分なりに、自分がやらないからそういうところの人たちの思いに至らなかったのかなとちょっと反省したところなんですけれども、意見が聞こえてこないとかと、なかなか県外から来る人が多いので、直接町とかそういうところに、プライドも当然町長が言うとおりにあるんでしょうけれども、やはり東京の社会人の山岳会というか山岳クラブみたいなものが、週末を利用してよくやってくるんですけども、なかなか県外の人たちが多いので、町にはなかなかそういう声が聞こえてこないのも事実なのかな、そういう意味で、であれば、やはりそういう人たちの立場も、少し官

の立場で活動を考えてやることも必要なのかなと思ひまして、声が聞こえてこないのであれば、言われなきゃ何もしないのではなくて、例えば、地元の山岳会とか、県の山岳会とかその辺にちょっと、言わないからじゃなくて、こちらのほうから、例えば、何か困ったことがありますかじゃないですけども、ちょっと問いかけていただいて、妥協できるどころとできないところと、彼らは自然に対しては基本的には理解を持ってやっている人たちだと思いますので、何が何でも全部至れり尽くせり、世の中の言うこと聞いて便利にしろとは多分言わないと思いますので、こういうところだけはちょっとどうかしてくれないとか、その辺のまず問題点とか妥協点なんかも聞き入れて、本当に谷川岳は初心者からプロ級までというような誇れる、全員が、例えば、そういう上級者がまた本当に必死になって環境のこととか観光のことをやると、また底辺の人たちにも説得力を持ってその環境のことなんかも伝わると思うんです。だから、その辺、彼らは多くは語らないかもしれませんが、いかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどお答えしましたように、そういう形での各種団体とのいわゆる意見をいただくということについてもやってみたいと思っております。

さっきお答えしませんでしたけれども、いわゆる上級者という格好ではなくて、カメラを趣味にしている方、昔は入れたので、時間早く済むと行って撮って戻ってこれただけけれども、何とかしてくれやという声は大分聞こえています。やっぱりここからがまさに議論のお話だと思いますけれども、ご説明するのは、富士山のご来光撮ろうと思えば、当然そういう環境のところに登っていかざるを得ない。一の沢は昔は入れたんだ。新しい環境の中で、カメラマンですから、昔はここから山撮れたのに、ビルができて撮れなくなった。あるものをその環境の中で切り取っていただくのがカメラマンではないかというふうに思っています。もちろん、前はできたのに今できなくなっていると、こういうときには非常に困っているという部分では、カメラを趣味にしていらっしゃる方の声は幾つか聞こえております。率直に申し上げさせていただきます。

これをどうするかということについて、それぞれカメラマンは、自分はこのポジションでこの時間に撮りたいんだということがありますので、さっきのいわゆる縦走するときには早目に何人かまとまってこういう格好でできないかという状況とちょっと違うと思っておりますので、今のところはっきりとお断りしているということが現況でございます。率直に現況報告をさせていただきました。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1 番（小林 洋君） カメラマンに関しては、私もよく耳にするんですが、カメラマンに関しては町長のご意見と同じで、エコツーリズムのポイントとしては4つのポイントがあるんですけども、4つのポイントの中で、旅行者、住民の教育環境ということもエコツーリズムのガイドの中にうたっていますので、その辺は、私の知っているカメラマンなんかも、本当に星が撮りたいと思ったら自分で夜中歩いて、一の沢まで歩いて行ってというような

人たちも知っております。町長言ったとおり、昔はできたんだというようなことで、今は何だと言われる方も多いんですが、やはりそれはもう時代も違いますし、今の環境にみなかみ町、また、世界的に環境に対する考え方をわかってもらいたいというようなことで、私もそれはそれでいいと思うんです。

ただ、山岳会のほうとして、先ほど言いましたけれども、どこまでどうしていいかというのは、それは意見を聞いたり、話し合ってみないとわからないですけれども、とりあえずそういう形で、谷川岳が本当に初心者から上級者までというようなことをうたっていて、後は勝手に登ってくださいよという部分も必要だとは思いますが、その辺話し合いによって解決できることは解決してあげて、お互いにみんなでその環境とか山を支えているというような環境ができればいいなと思っています。

次の質問なんですが、今成功しつつある谷川岳のエコツーリズムをこれからもっともっと発展させていくことが大事ですし、また、これをみなかみ町の一つの成功例としてほかのところにも広げていければいいのかなと思っていますが、町長の考え方をお聞きます。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） エコツーリズムの今後の展開ということだと思いますけれども、もう一言で言えば、今、議員のご指摘どおり、町そのものの位置づけ、町の売りとして環境を大切にしたい観光と、それをさらに展開していくことに尽きると思います。

せっかくですから、少し述べさせていただきますと、谷川岳エコツーリズム推進全体構想のテーマですが、「守る・活かす・交わる」ということで、守りながら多くの方に来ていただくということです。そして、推進協議会を主体的に取り組んでいただきますし、平成24年6月29日に環境省のほうから谷川岳エコツーリズム推進全体構想が認定されて、これは、飯能、慶良間に続いて全国で3つ目、法律に基づく3つ目の認定ということです。これについて、この間の活動については十分ご存じだと思います。エコツアーの実績を数字が示す中、冬のエコツアーということで、スノーシューであるとか、これらについてはガイド協会の方たちが、そして、あそこの谷川岳のエコツーリズムのガイドさん、多くの方々のご説明を聞くということで、単に歩くよりもさらに理解の範囲が広がるというようなことで、徐々に実績もふえてきておりますし、これらの方々とは協力しながら、また、外に向けて情報発信して、エコツーリズムを楽しむ非常にいい場所だということで、もっと多くの方に来ていただき、もっと多くの方に谷川岳の環境のよさ、自然の豊かさ、そういうものを知っていただきたいと思っています。

今、丸めた言い方になりましたけれども、議員ご指摘のとおり、エコツーリズムの拠点として全国にどんどん情報発信していきたい。そのためには、協力いただいている多くの方々のご意見を聞きながら、さらに谷川岳エリアのエコツーリズムが発展する方向を、先ほどのいろいろな方のご意見を聞くということを含めて、さらに広めていきたいと思っています。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） その発展を進める中、雪国観光圏との絡みなんかはどうか、お願いします。エコツーリズムから。

議 長（森下 直君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 雪国観光圏自体がエコツーリズムと相反するということではありませんけれども、雪国観光圏、やはり雪国観光圏というのは3県にまたがるエリアでやっているという点もございますけれども、やはり雪というテーマということについては強く意識しているところです。したがって、エコツーリズムと言っているのかどうか、雪国観光圏を使って展開していこうといったまず一つが、一ノ倉を通して南魚沼に抜けるいわゆる清水峠のルート、これをさらに売り出していこうではないかというのは、雪国観光圏の一つのテーマとして出ておりました。そして、ご存じのとおり、雪国観光圏自体は、観光庁のほうで新たに指定します観光圏、これも6つだったと思います。そのうちの一つとして認定されています。今後、さらに多面的な展開をやっていくということですし、一つのプラットフォームとして情報発信を一元化するという点がございますから、その中に、当然のことながら一ノ倉エリアのエコツーリズムのことについても要素として当然入っております。

議 長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） そういう点では、他県も利用しながら、されながら、そういうものを認識されているのが大事なのかなと考えております。

ただ、先ほどちらっと答弁の中に出たんですけれども、やはり以前、林一彦議員が一般質問の中でやりましたけれども、トイレの問題ですね。その辺、これは谷川岳に限らずだと思うんですが、その辺また、今の現状で、また今どういうふう考えられているか。ちょっと筋違うかもしれないですけれども、いいですか。

議 長（森下 直君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 詳細わかりかねますので、担当課長に報告させますけれども、今回の平成26年お願いしています予算にも、検討のベースとなる若干の経費を計上させていただいたところです。また、一般質問で林一彦議員からご質問のあった具体的なポイントの話もありますし、それ以外のところもありました。実際上の設置ができるかどうかということも含めて、あるいは、あのおときご指摘があった新たな方法、これについても若干の勉強をしております。今回の予算、26年度にお願いする予算で何ができるかということについては、担当課長のほうから報告させたいと思います。

議 長（森下 直君） 観光課長。

（観光課長 真庭 敏君登壇）

観光課長（真庭 敏君） お答えいたします。

平成26年度の予算案の中に、山岳トイレの調査ということで150万円ほど計上させていただいております。これは、やはり場所が山岳地ということで、通常のトイレとは全然物が違いますので、屋久島であるとか、環境省のほうでもプロジェクトチームをつかって研究しているようでございます。そういう意味でも、環境省と情報提供いただきながら、あるいは、必要に応じて現地調査等を行いまして、どのような形で整備することがい

いのか調査してまいりたいと思っています。

以上です。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） すみません、また、細かいことがあれば、連合審査等の予算に関する事なので、その辺にさせていただきたいと思います。

それと、今回、これも委員会に付託されていることなのでそんなに多くは特にいいんですけれども、今回、課の組織変更がありました。その例によると、環境政策について少し、委員会に付託されることなので細かくはいいんですけれども、大まかに、例えば、ここの運用は新エネルギー政策と、あと生活環境部分と、あと環境観光というような大きく3つに分けたのかなというふうに分かっているんですけども、その辺。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、この前ご説明し、小林議員が具体的におっしゃったとおり、これが基本です。特に、谷川岳エコツーリズム、今議論させていただいているのでこの続きでいきますと、いわゆる環境政策として環境庁と調整し確立していくという段階を過ぎた。つまり、先ほどから申し上げますように、今後とも、守りながら、生かしながら、そして交わるということ、多くの方に来ていただくということで、環境という切り口でやっていくのか、観光という切り口でやっていくのか。もちろん自然観光グループということですから、あくまでも観光と環境を配慮したグループということですが、組織としては観光課に持っていきたいというのが、まずきょうの議論に関連した部分です。

そしてまた、組織改正のポイントでご説明しましたように、環境政策について総合的に展開していきたいということで、各課との調整を一番やりやすい総務課の中に、しかも、環境政策室ということで一つのグループを立てて、確立した格好でやりながら、なおかつ、周りとの調整がやりやすくなるポジションに持っていこうということです。

それで、それとはみ出したものというのと全く語弊なんですけれども、環境課でやってきた地についた重要な仕事、この間ご指摘いただいた雨水の話もありますし、それ以外のこともあります。それについては、上下水道と一緒に生活水道課ということでやってもらうというのが組織改正のポイントであります。

最初に小林議員がオープンにされたことと全くそのとおりの理解でございます。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） 最終的に、またツーリズムのほうに戻りますけれども、今いろいろなアクションプログラムを積極的に起こしていただいて、いろいろな試みをしてもらっております。内外でも発信力を持っていっているわけでありまして、やりっ放しじゃなくて、検証するところは検証を常にさせていただいて、失敗であれば、それを謙虚に失敗は認めていただいて、じゃどう改善するのか、引くのか、やめるのか。成功のものはそのまま進めていこうというような形で、今後もこのエコツーリズムに限らず、この行政、この部分に関してもそういう形で進めていただきたいと思います。

のは議会の責務であります。そういう意味でいうと、執行状況と、そしてまた、今後どうなるかというのが、現行の執行状況のままいくとどうなるのかということで、見解ということもあろうかと思えますけれども、一般質問はあくまでも執行状況をお答えするというふうに思っております。この辺について、議会はチェック機関だという言い方がありますがけれども、町政のチェック機関ではなくて、執行状況のチェック機関である。これはそのとおりだと思っております。町政の方向性を決めるのは議会だと思っております。

そしてまた、余分なこと言いますがけれども、三割自治については、我がみなかみ町の上程しております議案についても、132億のうちの35億少々が町税です。財源で三割自治、変わりません。しかし、何が変わったかということ、過去においては、自治体で、市町村で決められることは3割しかありませんでした。地方分権一括法、2000年から8割の事務が自治事務になりましたので、8割の方向性については議会で決めることができます。三割自治のときは、国・県の仕事を7割やっているということは、議員一人一人が国会に、県に行くわけにはいかなかった。首長が1人で、県にこれ頼むぜ、国これ頼むぜというのは首長の仕事だったんです。だから、町がやっている仕事の8割は首長が背負っていた。正しかったと思います。今は8割は議会が背負っています。この間、議員報酬の審議のときに言わせてもらいました。三割自治のときの19万が正しければ、3倍にしなきゃいかんという部分、幾らなんでもそれは私は提案できませんということで、別の額を提案しました。

改めて、一般質問のところだけに限って言いますと、執行状況について、あるいは、予算決めの中でこういう執行を考えておると、やっていないこともやってあることもお答えしたいと思っております。

さて、矢瀬公園についてはご存じのとおりでございます。平成10年10月に3.5ヘクタールの都市公園ということで、名前も矢瀬親水公園ということになっております。この経緯につきましては、都市計画道路悪戸矢瀬線、20年とまっていたのが今一生懸命やっておりますけれども、これについて企画したときに、事前発掘調査で縄文時代後期から晩期の集落の遺跡が平成4年に発見されたということで、平成8年から公園として整備を始め、平成10年に開園したところです。公園が持っている機能、これについてはご存じだと思いますので、復唱いたしませんけれども、親水公園と言っているように、深沢川に親水性を持たせた天然石を利用した階段護岸として整備して、訪れるお客様が、いわゆる遺跡だけでなく水に親しむというような機能を持たせる形で整備されています。

そして、今ご指摘がありました。平成12年でしたが、豪雨の際に短時間でこの親水河川、あそこの池の部分が急に増水したということがありまして、危険だということで、それ以外のときにも夏の夕立等には急にふえるということがありましたので、この間、親水河川内への立ち入りを制限してきたというのが現況でございます。

そしてまた、道の駅としての利用者が多い、そして、今原澤議員からありましたように、今後の利用もふやしていきたい。やはり親水公園という名前で親水性の場所も整備する必要があるだろうということで、従前の場所とは若干変わりますがけれども、そこから水門で、中継池がありますけれども、そこに水を持って行って、そちらのほうで子供たちが

安心して水遊びができると、そういう施設整備をやりたいという改良計画を持ちまして、26年度から着手するというところで予算も計上しているところでございます。予算審議のほうでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） いろいろ議会の任務だとか、それから、町の任務というふうなことで説明をいただきました。

親水公園として生かしてほしいというふうなことで、非常に町民からの要望がありました。そういった形で26年度から始めるというふうなことなので、慎重に議論をしていきたいというふうに思います。

続いて、矢瀬公園の歴史を教育に生かす施設整備をするというふうなことなんですけれども、中の施設については、平成8年につくられたんですけれども、やはりつくり方すると非常に、昔のものを生かさなくちゃいけないというふうなことで、非常につくり方が難しかったかなというふうに思っています。ですから、外の木で遊ぶ施設なんかも、一応危険だということで撤去なり、それから、使用中止になっていますし、それから、中の見るいろいろある場所、そののところも施設が大分傷んできています。それから、小屋のほうも大分、小屋のほうは木、カヤというふうなところはいただけるようになっていて、その辺のところも大分傷んできているみたいです。

今、前回、委員会の調査に参加させてもらったときに、6,000万円ぐらいかけて予算要求をしているんだというふうな話だったんですけれども、やはりそれを整備して教育に生かせるようにしたい。それから、旅行で訪れる人に対しても見てもらう。そういうふうな形でますます公園の効果が上がるんじゃないかなというふうに考えていて、その辺のところのお考えを。

議長（森下 直君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） それでは、教育にかかわる部分でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今、町長のほうから、親水公園として、全体的に矢瀬親水公園として今言われました矢瀬遺跡を含んだ公園として現在使われているわけでございますけれども、特に矢瀬遺跡の部分につきましては、公園の使用が開始されてからもなお時間がかかりまして、平成10年から12年の間に造成されたというふうなことでございます。大分発掘から時間がかかっておりますけれども、ご存じのとおり、この遺跡は大変たくさんものを抱え込んだ非常に全国的にも貴重な遺跡でございます。特に、利根川に面した高台を利用しているということ、そして、お祭り場を中心にお墓がつくられ、住居が点在するというふうな構造、これがそっくり見られる非常に貴重な遺跡でございます。したがって、まとまってあの地域全体が、平成9年、国の指定遺跡というふうな形で指定されております。したがって、学術的にも非常に貴重な資料であります。あわせて、当然教育的にも価値がある遺跡だというふうに考えられます。したがって、議員さんのおっしゃるように、大いに教

育的には活用していただきたいというふうな場所でございます。

そういう意味で、今お話がありましたように大分、10年から12年度につくられたものでもう10年以上たってまいりました。表にさらされている部分、大分風化をしてまいりまして、老朽化が激しく進んでいる中、今申しました貴重な資料でございますので、教育委員会でも国庫補助事業というふうなことで本格的に修復に取りかかりたいというふうなことで、平成26年度、そして27年度、2年間にわたって老朽化の激しい施設を修理修復したい。それから、周りの環境が、もともとは通路といいますか、周りのところがチップで敷かれていたようでございます。それも一部復活しながら、回遊して歩くとか、そういうことも可能なような環境を整えていきたいというふうなことで、ぜひ現在の活用をさらに上回るような施設として活用していきたいというふうに考えております。

ちなみに、現在の教育的な活用状況を見ますと、月夜野地区の小学校3校を中心に、4年生、6年生というのは毎年見学に来ていただいて、勉強しておる状況でございます、年々200人前後、生徒さんとして来ているという状況でございます。これは、あの公園ご存じのとおり、入り口がたくさんありますので、一応総合案内所というのは上のほうにあるんですけども、あそこを必ずしも通らないというふうなことで、数をカウントするのが非常に難しいというふうなことで、資料館を恐らくあそこへ来たときには寄りますので、そのカウントでいった今数字でございます。現在は大体子供たち200人程度訪れております。ただ、資料を見ますと、あの資料館を訪れた人が、昭和58年のころには3,900ぐらいの人が来ていたというふうなときもありまして、この時期はまだ屋根ができていない状況のところでございます。その時期にこのような資料館の活用があったんですが、いずれにしても、非常に活用の機会が少なくなっているというのが現状でございます。

したがって、今回、この修復を通して、いま一つ新しい環境の中で勉強のしやすい環境をつくっていく。しやすいような形のものにいま一度見直していきたいというふうなことは、今当局とも考えております。

あとは、都市公園のほうは、地域整備課が担当しております。この史跡公園のほうは教育委員会が扱っておりますけれども、両方、親水公園としての機能を果たす中の一部でございますので、そういう機能も果たさなくちゃならない。そして、史跡公園としての教育的な価値、学術的な価値というものを汚さないように大事に育てていながら、その役割も果たしていかなくちゃならない。そういう中で、どのようなことができるかというふうなことを考え始めているところであります。例えば、もっとわかりやすいパンフレットを発行するとか、あるいは、どこから入っても、この建物、遺跡は何に使ったんだろうとすぐわかるような形にするとか、あるいは、都市公園のところへ遊びに来た人たちもちょっと寄ってみようかというふうにして、何だろうというふうに寄れるような、すぐわかりやすいような形にするのも一つの方法かなというふうにも考えております。いずれにしても、みんなの学校でぜひ活用するように進めていきたいということが一つ。

それと、いま一つつけ加えさせていただきますと、群馬県といたしましても、ここ一、二年非常に、東国文化をみんなに知ってもらいたいというふうなことで、県を挙げて東国

文化周知事業というのを展開しております。その中で、東国文化副読本というものを、平成25年3月に群馬県の文化振興課から発行されております。その2番目の大きな写真として矢瀬遺跡が紹介されております。もう一つ、みなかみ町では塚原古墳群も紹介されております。この2つがこの町のものを取り上げていただいておりますが、これが県下の小学生4年生の全員に配られているというふうなことで紹介されているわけですが、これなんかも活用して、今後、見学に、あるいは学習に訪れる子供たちがふえていくんじゃないかなというふうなことで大いに期待しているところでございます。

そういうことで、今後、この整備が進んだ後、また修復ができた後、的確に今以上の環境をつくって、教育的に活用していただけるように、総理や国に相談をしながら、地域整備課等とも相談しながら、活用し、広めていきたいというふうに考えております。そういう考えです。

以上です。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 2年間かけて整備をしていただくというふうなことで、教育、それから親水公園というふうな形で、急に公園の価値が高まるようになってまいるなというふうに考えます。

いろいろ施設の整備面だけじゃなくて、名胡桃城の城址のほうもいろいろボランティアが足りないですというふうなことも含めて、見に来てくれるお客がふえたというふうなことで、非常にそういうものも参拝していただければありがたいなというふうに思っています。

それと、現在、小水力発電のような仕組み、近くに建設進められるし、電気自動車の充電施設も整っているというふうなことで、非常にそういう面では環境に対する非常に教育にもいいかなというふうなことがあります。このところに、風力発電の許可するため、太陽光を生かすとか、それから、バイオマスの発電施設みたいなモデルを整備して、そういう環境教育なり、未来を展望したエネルギーというふうな形でのモデルの公園にするというふうなことも非常に意味があるんじゃないかなというふうに思っています。その辺のことについて、町長、お願いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 矢瀬親水公園水力発電施設、これちょっといろいろな調整で時間がかかっておりましてけれども、3月中には完成できる。施設規模としては、いわゆる数値が、出力が15キロワットで、常時の発電力が9キロワットということで、まさに小水力という形になります。3月完成ですけれども、1カ月程度試験運転が必要だということと、そしてまた、取水による環境影響調査、これを行う必要がありますので、1年程度は調整期間という位置づけになろうかと思えます。

今ご指摘の学習用に活用するという意味では、平成26年度に水車小屋を改修して、あわせて学習用のパネルも設置するというところで予算決めをしているところでございます。

そして、総合的なエネルギー教育の場ということで、急速充電器設置されるというお話でございます。急速充電器につきましては、群馬県、埼玉県、新潟県の3県知事会議

のときに、17号を核として3県を電気自動車が行く場所にしようという知事会議の結果を受けまして、早急に道の駅4カ所を町内で県下に先立って設置をするつもりでございます。利用の頻度はそれほどじゃないと聞いていますけれども、言われましたように、一つの環境教育の視点としてもあるということだと思います。

次に、太陽光発電、風力発電というのは当然出てくると思います。これらについては、いわゆる発電を目的とするのではなくて、学習の施設としてそれらを設置することも必要だと思いますので、今のご指摘を受けまして、学習専用の小規模な施設を整備するということについても検討したいと思っております。

そして、具体的にはご指摘ありませんでしたけれども、並べて言うと、バイオマス発電というのも当然出てくるわけですが、ちょっとバイオマス発電については、設置のコスト、あるいは技術的な面の安定性ということが確定していないと私は理解しておりますので、これはちょっと早急には難しいかなと思っております。ある程度安定したいいわゆる自然エネルギーの発電施設というふうに認められた段階で、学習用のものを考えるということもあろうかと思っております。

当面、そこまでの答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小水力発電に加えて、いろいろなエネルギーのモデルにしたいというふうなことで研究をしていただければありがたいなと思います。

いろいろ遊具を新しくしたり、それから、矢瀬公園の歴史なんかいろいろ聞いて、公園に問い合わせをする人たちがいます。そういった場合に、バスで来て何時になるんですけれども、そこで食事を食べられますかとか、そういうふうな形での問い合わせが来ている。ただ、やっぱり今の軽食堂みたいなところではとても対応できないというふうな話もありますし、それから、来て見学しているときに急に雨が降ってきた場合の雨宿りする場所でもあると、そういうふうな形というのがちょっと足りないなというふうに思うんです。いろいろの設備を、遊具を新しくしたり、親水公園としての活躍の場をつくってもらったりとか、歴史教育の場としたり、それから、環境教育の場としたりしていった場合に、やはりそのところにバス等来て休憩をしたり、それから食事をしたり、みんなで立ち寄ろうとか出てくるかなというふうに想定されるんです。その辺の、今ある直売所も食事とかできるんじゃないかなという気がします、規模は小さいですけども。そういうふうな部分で対応していく必要があるかなというふうにも、そういう意見もありますので、その辺のところいかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今ご指摘の話はよく理解できることです。町内に限らず、例えば、毎年、高崎の幼稚園の子供たち来ているというのも何度も見えていますし、食堂の話について、よくお弁当持ってきて芝生の上で食べているというのを見させてもらっています。けれども、雨宿りの話であるとか、あるいは、何人かがまとめて食事したりというのは当然あるんだと思います。

ちょっと当面の目の前の話だけさせていただきますけれども、今、矢瀬親水公園内にあります月夜野ハーベスト、この施設ですけれども、ご存じのとおり、産地形成促進施設という位置づけで、農産物の直売所、農産物加工施設、軽食堂という位置づけで、わかりやすく言うと、農林水産省の補助事業により取得したということになります。ですから、今の施設そのものを施設増強、増改築等をするということについては、その活性化計画を策定して数値目標に掲げて、その従前の補助内容、目的、これを損なわないような、あるいは、それが振興できるといったような、つまらないとは言いません、手続をしなきゃいかんということがありますので、ニーズは聞いていますからすぐやりますよということはなかなかいかない。とは言いながら、逆に行くとしたら、公園自体は町の都市公園ですし、その中にあるものを生きさせると、これも可能だろうと思っております。ニーズと、そして利用促進のために何をつくるのが必要かと、少し消極的かというと、今の施設を数個増築しますよというのはなかなか難しい状況なので、別途の方法で対応するしかないというふうに思っています。

そしてまた、今原澤議員のご指摘のもっと多くの人に来てもらおう、あるいは、もっと活用の仕方があるのではないかと。これは、史跡公園として、あるいは親水公園として、あるいは休憩場所として、あるいは道の駅としてという多面的な要素があります。その全体としてどう発展させるのか、よくご意見を聞きながら、ちょっと長期的に検討する内容になるかなというふうに思っています。

今の施設をちょっと直して広げるというのが、補助金をもらっている関係で難しいというのが答弁の内容です。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 観光ということを考えると、やっぱりそういうもの、現在町にあるものをうまく生かしながら、やっぱりそれを有機的に結びつけて、そういう利用者にとってやるのも必要なことというふうに思っています。名胡桃城のボランティアなんか参考にしながらか、矢瀬公園のほうもそんな形でできればいいなというふうに考えているところで

す。それで、施設のところで、すぐ増築するのは難しいというふうな制度上の制限もありますけれども、そんな形で観光というふうなことも含めて、多くの場面から見た場合に、矢瀬公園がもう少し積極的に活用できればいいなというふうに思います。

次に、家電リサイクルについてなんですけれども、小型家電リサイクル法が施行されています。私もいろいろ町内を見て歩くんですけれども、やはり家電が、道端なるべく人の目のつかないところで今いっぱい捨ててあるというふうな感じがいたしています。私の区も、区のとくにもいろいろ区長さんに言われたこともあるんですけど、ほとんど名胡桃城の湯舟沢橋ですけれども、あそこはもう下が崖みたいな形になっていますけれども、下から行くといけるので、いろいろ捨てられているものがあります。そういったものの非常にほとんどが、資源リサイクル法ということで、自治体が小型家電についてはリサイクル、回収する義務があるんじゃないかなというふうに報じているくらいですし、県

内でも回収自治体も高崎とかを初めふえてきております。そんなことで、また、小型家電については都市鉱山と言われて、携帯電話とか、パソコンだとか、デジカメなどからレアメタルと言われる有用金属が回収できて、再使用できるというふうなことにもなっています。また、回収して障害者などの団体の経済技術を目指す活動に、そういう会社を立ち上げている企業もあります。まず、自治体としてそういう回収をするのと、それから、そういう企業に協力する、いろいろ方法はあろうかと思うんですけども、その辺のところでは地方道の不法投棄をなくしたり、そういった面での活動、そういうことについて町長に伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 小型家電のリサイクルについてでございます。

いわゆる家電、使用済みになった家電、今までは、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、家電4品目というふうなものですけれども、これについて家電リサイクル法で進められてきたというのはご存じのとおりです。それで、今ご指摘のありました使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法、これで、今度は携帯電話であるとか、デジタルカメラ、ゲーム機、時計等々、28のカテゴリーで約100品目の品目を指定して、先ほど申し上げた家電リサイクル法で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象としてリサイクルを進めていくという目的の法律だそうでございます。施行は25年4月1日ということです。

そして、今、都市鉱山のお話が出ました。日本全体で年間に廃棄される小型家電が約65万トンというふうに推計されておるそうです。重さというのはどういう感じかわかりませんが、そういう数字だそうです。その中に含まれている金属等の有用なものは半分少々、27万9,000トンに見積もられているそうで、金額に直すと800億円を超えるという推計もあるそうです。ですから、そういうものが都市にある資源ということで、都市鉱山、今お話があった言葉が使われているということで、これが約どのくらいあるかという、調べてもらったんですけども、日本国内に、これ現在使用中の家電も含めているようですけれども、6,800トンの金と6万トンの銀とリチウムが15万トンでプラチナが2,500トンという試算もあるということなので、信憑性はわかりませんが、そういう数字も見つけました。ということなので、これを有効に利用するというのは本当に大切なことだと思っています。

さて、回収方法、どういうのがあるかという、これも、ボックス回収、何かというと、スーパーだとか、公共施設だとか、家電販売店、あるいは学校でもいいんですけども、ボックスを設けておいてそこに入れてもらおうと、これをボックス回収というそうです。そして、いわゆる自治体になると思いますけれども、集めたごみの中から金属資源が含まれる小型家電を選別、これをピックアップ回収というふうなことで、そして、あとは、イベント等における回収。学園祭であるとか、展示会であるとか、バザーだとか、そういうイベントによって回収するイベント回収。この3つぐらいがあって、今お話のあったちょっと高崎の回収は調べかねていたんですけども、渋川、榛東、吉岡等はイベントで回収しているというふうに聞いています。

そして、みなかみ町の話ですけれども、4月1日から、何か実施できるようにということで、この小型家電リサイクル法に基づく準備を進めているところです。何を進めていくかということ、今、回収事業者のお話が出ました。何かということ、ちょうど町民から回収する小型家電、一般廃棄物という位置づけになりますので、廃棄物処理場、廃棄について市町村が行う場合については、当然のことながら、最終処分についてまで責任を持たなきゃいかんということがあるので、最終処分の責任があるので、町で準備しておりますのは、国が認定する事業者を利用したいということで進めてきております。認定事業者というのは数が少なく、県内業者で1社、県外業者を含めると5社というふうに聞いております。そして、今言ったこの数字は、法律で先ほど28カテゴリー100品目と言いましたが、その全てを取り扱えるという業者がそれらしいんです。その中で、みなかみ町に距離が近いということと、群馬県内で実績があるということで、実際はそういう業者が1社しかないということなので、この間、そのことを想定して準備も進めてきているところです。そして、どのぐらいの量を想定しているかということ、年間20トンぐらい分の小型家電リサイクル法の対象になるそういうものが回収できるだろうというふうに考えるところですし、実際の場所がアメニティの中ですけれども、そういうものが回収されてくるときに、当面の保管場所として置いておく、半年分。今言った推計の半年分、10トン分くらい置いておける、大したスペースじゃありませんけれども、それを用意してあるというのが、今ご答弁申し上げた26年4月1日から動き出せるようにしましょうということについての準備でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 小型家電リサイクル法を理解してもらって、実施に向けて準備中だというふうなこともんですから、ぜひそういう形で実施をしていただければというふうに思います。

できれば、どういうふうな形でも、障害者が経済的自立を目指すような活動支援、そういったようなことも協力をしてもらえればありがたいなというふうに思います。

豪雪についても一般質問で通告をしたんですけれども、いろいろなことがあって、質問しませんけれども、想定外だとか未曾有だとかという言葉が非常に聞かれて、それで免罪されちゃうような気もするんですけれども、やはり雪は降るんだというふうなことに立って、雪害対策、災害対策のほうしていただければありがたいなというふうに思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどの小型家電のほうです。今ご指摘いただいた各種団体と協力できないか。回収事業者については今ご答弁した、冒頭ですけれども、先ほど申し上げましたように、イベント回収というのを当然入れていきたいと思っております。そのイベントをやるときに、例えば、それぞれ団体の特徴がありますけれども、そういったところとタイア

ップして回収していただいて、そのことがいわゆる資源としての回収の効果があったものについて、そういう協力した団体に戻すとか、そういう意味での協力はしていきたいというふうに思っています。

そして、今、雪害対策、質問ではないけれどもということでお話がありました。私は一回も想定外とか未曾有とか言っていません。広域圏でも、あるいは県に対しても、ある市の名前言いましてけれども、そこは100年に1回の災害ですよと、みなかみ町は広いので、水上にとっては2年に1回対応している量でした。新治地区、平均するのは難しいけれども、5年に1回ぐらいの豪雪だったと思います。月夜野地区は10年に1回と言っていいのか、20年に1回とか言っていいのかわかりません。だけれども、未曾有とか想定できないという話ではないので、未曾有だとか想定できないという対策を打つところと同じベースの対応というのはできない。今ご指摘のことの反対側ですけれども、つまり、我がみなかみ町、実際に町民大変困りました。とはいっても、全く除雪設備のない、あるいは経験者のいないということとは違って、ある程度の処理はできたというふうに思っています。これは、ご迷惑かけたということと、対策を今後も強化していかなきゃいけない、あるいは、被害についてどう対応するのかということと全く別の議論ですけれども、町のみならず、対応に当たっていた役場職員全員が、未曾有でこんなことあり得ないからというふうには誰も思っていなかったと思います。そのところは、実際に住んでいらっしゃる住民、議員さん、納得のうえだと思っていますので、そこは重く受けとめ、なおかつ、逃げるといふことのないようにしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 一般的な表現を使って、申しわけなかったです。

町、町長の、あるいは町の職員が、未曾有だとか想定外、そういう立場でやったというふうには思っていないので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。失礼します。

議長（森下 直君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（森下 直君） お諮りいたします。

明日3月6日から3月13日までの8日間は、議案調査のため休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、明3月6日から13日までの8日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（森下 直君） 3月14日は午前9時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（13時40分 散会）